(一)　第619号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和35年(1960)4月17日(日)

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
7140番
編集兼発行人　北岡　隆

炭労大会は斡旋案を拒否しました。「当面の闘う方針について」は、こんごの闘いの重要な資料としてみんなで討議を深めましょう。

当面の闘う方針について

（炭労第二五回臨時大会結論）

今までの企業整備反対闘争の結集について

われわれは現在まで闘ってきた企業整備反対闘争の全般的にわたって中闘・支部幹部・組合員それぞれの立場に立って、真剣に自己批判を行うべきであるが、総括的批判は運動方針を決定する定期大会において行うこととし、とり敢えず今後三池闘争を進めるにあたって必要な二、三の問題に限って明らかにする。

方針具体化に伴う結果

1、われわれは企業整備反対闘争を産業別で闘うという方針を決定しながら、そのことを消化できず、つねに企業連の責任において解決する方向がとられ、内容的にも統一されたものではなかった。

2、合理化の各企業・各山における現われ方に相違があったという原因にもよるが、各企業・各山の合理化に対決する姿勢のアンバランスが、今日三池の闘いを統一闘争として闘う視点を見失わせている原因である。

3、前二項の原因が三井五山の組合員に対して、期末手当無支給や賃金遅欠配という経済面の圧迫とともにかけられた首切りに対して「三井だけが取残されている」という敗北感をもたらし今日の事態を惹起したとみなければならない。

4、十一万人首切りに代表される炭鉱の合理化は、日本の支配階級が強行しようとしている安保改定のファッショ的な側面として出されてきているが、われわれの闘いの構えは各企業・各山あるいは、せいぜい炭鉱の中だけの闘いにとどまってきた。そして、三池の闘いを契機としてわずかに「六社共闘」が組織されたにすぎない。このため権力を総動員し、マス・コミを最大限に活かした敵の全国的な組織攻撃に比較すれば、われわれの闘うための戦線の幅のせまさと厚みのなさは決定的な欠陥となっている。

戦術指導からくる欠陥

われわれは十月大会において、十一万人首切りに代表される炭鉱資本の合理化攻勢に対決するため「長期かつ柔軟闘争」という方針を決定した。しかしながら二十四回大会を契機として出された二〇三号指令は貯炭の減少をつき、三井鉱山やこれに援炭を送る石炭各社を、集中的に攻撃することによってここを突破口として、一挙に勝負を決するという方針であった。この方針は経済的な打撃を資本に与えるという戦術としては有効であったが、闘いの主体である内部態勢が伴なわず、結局二一二号指令に変更を余儀なくされる結果となった。

このことは、一見鋭い闘いに見えながら、ねばりづよくジリジリと敵に迫る迫力に欠いた、闘争指導上の弱点として指摘しなければならない。また、二〇三号指令が「内部態勢」をもたらした直接の原因である以上、内部態勢の正しい認識を持たずに、闘いを指導した中闘の態度は批判しなければならない。

斡旋案にたいする経過と態度

一、二〇三号指令を二一二号指令に変更せざるを得なかったという条件のもとで、中労委に対しあっ旋申請を行ったが、この際中闘の判断としては中山あっ旋案を下まわるであろうとは理解しつつも、中労委の社会性よりして労働組合の存在を根本的に否定するような内容が提示されるとは考えていなかった。しかしながら出された藤林あっ旋案はあっ旋案ではなく、会社案そのものであったのであるわれわれは中労委にあっ旋申請を行うことによって、事態の解決を図ろうとした分析の甘さについて批判はするけれど、この藤林あっ旋案が提示されたことを撤にして三池闘争を振出しにもどして考えなければならないと判断する。

二、中闘があっ旋申請を闘いに突入する以前に行ったという従来みられなかった考えからして斡旋案拒否の態度を打出すことは、三井五山に対して混乱をもたらすことは否定できないし、場合によってはその協力を得られないことがあるにしても、われわれは斡旋案の持つつぎのような重大な意義を理解し、闘いを組織せざるを得ないのである。あっ旋案は実質的に指名解雇を認めたものであり、この結果は

1　総資本・総労働の均衡が崩れ、今後の労働運動は後退の一途をたどり、運動の方針の転換を余儀なくする。

2　石炭資本の基本政策たる十一万人首切り態勢を容易ならしめる。

4　職場活動家の解雇を容易ならしめ、解雇権の濫用が行われ、職場活動を封殺し、組合活動そのものを本質的に圧殺する。

5　炭労行動方針の根本的な修正であり、もはや炭労が今までの炭労として存在しないことを決定づけるものであると同時に、資本による炭労まる抱えを許すものである。従って、われわれは本大会において困難な情勢を理解しながらも斡旋案を拒否して闘いに立上ることを決定するとともに、今後斡旋案を示した中労委の態度は明らかに不当労働行為を容認したものであるということを確認し、その責任追及を行うための行動を起すことを意思統一する。

闘いの分析と基本的構え

闘いの分析

三井鉱山における三池の位置づけ

三井鉱山再建の要は三池の合理化を達成することである。このことがなくて三井鉱山の再建の途はないということを再建案は明らかにしている。従って、敵の攻撃もまた三池を重点として行われたし、われわれもまた三井の企反闘争の中心を三池において闘ってきた。現時点においてもこの情勢に変りはない。三池の闘いを粘々と長期にわたって闘い抜くことは、とりもなおさず闘いの勝利に通じることである。

第二組合対策

今後の闘争を推進するに当って重要な要素をもっているのは、第二組合対策である。とくに、生産再開をめぐってこのことがある程度成功した場合、現実の問題として第一組合員に与える生活面、心理面の影響は少くない。会社の切崩し工作は第一組合員の差別待遇によって生活不安をより増大せしめるであろう。われわれはこのことに対処して総評、その他友誼団体の協力を得て生活対策を強化するとともに、予めこのことについてこの意思統一をするために、徹底的な大衆討議を必要とする。

生産再開と関連産業の石炭供給

生産再開によって関連産業に対する石炭の供給は、ある程度緩和されるとしても、このことによって三池の合理化を達成され、三井鉱山の再建がなされるものではないさらに、また三井資本は闘いの長期化に備えて、外炭輸入による供給を企図していると判断するが、このことは現状における供給能力の喪失をおぎなうための臨時措置であり、自からの立場を外国炭に譲るという本質的なものではない従って長期闘争に対応する三池闘争と、炭労全体の支援態勢が確立された場合は、おのずから闘いの展望を明らかにすることができるしかし、三井五山の当面の協力がないために、三池関連産業に対する救援炭の問題など闘いの困難さも加わることも否定できないが、これらの困難を克服し斡旋案をのり越えて闘う思想の統一を図らなければならない。

現時点における組織内外の情勢はつぎの通りである

(1)　総評は三池にかけられた独占の攻撃に対し、全労働者の生活権を守る闘いとし、かつてない強い支援態勢を組織してきた。このことは、カンパ態勢やオルグ動員および六単産共闘態勢の確立を通じて、現地三池の闘いと結合し、第二組合の発生や職組の離脱、暴力による強行就労、久保さん殺害事件などを契機としてさらに深い同情と激しい憤りを示している。

総評は斡旋案提示段階に対処し、四月五日緊急評議員会を開催し「炭労が三井闘争において一方的首切りを認めることは、炭労の十一万人首切り態勢をはね返す闘いはもちろんのこと、日本の労働者階級全体の合理化反対闘争、さらに総評の今後の運動方向に重大な影響を与えるものである」として「炭労が組織の全力を挙げてこれに毅然たる態度を確立することを要請し爾後の闘いをさらに炭労を軸として共闘態勢を倍加する」ことを決定した。

さらに四月十四日、炭労大会の動向に見合い、緊急評議員会において、その具体的な方針として第二次五〇円カンパの発動、及び全国的統一行動を含む全国的態勢強化を決定した。九州拠点においてもさらに動員、激励態勢の確立を急ぎつつあり、六単産共闘態勢も四月四日以降すでに具体的に入りつつある。「国鉄労組の救援炭阻止の行動については、すでに当面より三名の三ケ月停職を含む十三名の処分が加えられている」

(2)　炭労指令二一二号が出された当時の各支部の情勢は三池支部における批判勢力の台頭、第二組合結成、当該組合員の増加および職組の離脱や三鉱連の闘争態勢の後退、賃金闘争の長期化に伴う不安などから、統一闘争推進の意欲に欠けたことを指摘しなければならないが、そのこの情勢として

イ、炭労が事態収拾を決意して斡旋申請を行ったことに対する三井鉱山の不遜な態度

ロ、三月二十八日の暴力による第二組合の強行就労、久保さん殺害事件

ハ、賃金闘争の解決

ニ、藤林斡旋案の提示と、これに対する組合員の憤満

などの諸条件は組合員の強い憤りから闘いの意欲に発展しつつある一方、三池支部は三月二十八日の第二組合暴力就労事件、政府、官憲の介入、三月二十九日の久保さん殺害事件、組合活動家三百名を含む指名解雇を骨子とする藤林斡旋案の提示などによってますます独走の決意を固め、可能な限り三鉱連傘下の協力を求めるとともに炭労・総評の支援態勢強化を心から期待し、闘争を継続している。

斡旋案を拒否したあとの闘い

一、斡旋案のもつ重大な意味から、われわれはこれを拒否して闘う以外にはないのだという方針を決定したが、今後この闘いを推進するに当っては組織的内部の弱点の克服と、闘争態勢の強化、確立につとめなければならない。われわれは企業整備反対闘争を産業別闘争として闘って行く必要があると判断した。

二、われわれは十月大会において十一万人首切りという石炭産業の企業整備に対しては「長期かつ柔軟なる闘い」を方針とすることに決定した。三池闘争の推進については可能な限り短期に解決する努力を惜しむものではないが、短期解決ということは有利な解決の条件をつくる態勢の整備のないまに解決のための焦りによってわれわれの戦術を分断させたり、或いは足許を見すかされることの危険を十分理解し、かつ二〇三号に伴う教訓に学び、十月大会決定の長期かつ柔軟なる闘いの路線の上で、可能な限り短期に解決を目指すものである。併せて、各社において今後出される企業整備においても基本的には三池の闘いに同じであるという理解に立って、十月大会決定の方針に沿って闘いを進める必要がある。

三、今次闘争の基本的な欠陥の一つは、支配階級が権力を総動員し、マス・コミを有効に使って全国的な規模による階級的な攻撃として三池の闘いを進めてきているのに、われわれは三井三池というきわめて狭い戦線で対決していることである。

闘いはすでに局地戦ではなくなっているのに、われわれの戦線は未だに局地戦の範囲を出ていないのである。われわれの戦線の幅の狭さと、厚みのなさは何としても克服して行かなければ勝利の展望をつくり出すことはできない。

われわれは積極的に運動の量的な拡大をはからなければならない。このためには、従来までの炭労最強という思い上った考えを改めて総評に働きかけるとともに謙虚に各単産に共闘とカンパを呼びかけて、全労働者の闘いとするよう努力すると同時に、われわれの闘う態勢の整備と相俟って、何らかの直接実力行動による統一態勢を呼びかけることとする。

併せて、三池に現われてきた権力による弾圧は、安保改定という攻撃がファッショ体制そのものであり、これが久保君を殺し多くの仲間を傷つかせた、ということを全国の民主々義を愛する国民に訴える大カンパニヤ運動を起す必要があろう。

この点については、もちろん総評に持込んで全国的な視野に立つ運動として展開するが、われわれもこのためには全力を挙げて努力することが大切である。なお、われわれのこの闘いを進めて行く上に当って、現在行われている安保条約改定阻止の闘いとの結合について配慮しなければならない。

四、われわれはこの闘いを進めるに当って、情勢が困難であるということについて十分に理解することができた。とくに、この点については三井五山から強い指摘があったのである。

しかしながら斡旋案の内容が到底容認できるものではないというギリギリの理解に立って、何とか努力することによって事態の好転をはからなければならない。情勢が困難であるから闘いを止めるのではなくて、努力することによって勝利の展望を自らつくりだすことや時期を選んだのである。そして内部の弱さを弱さとして認めて、組合員の創意と自発性による行動を最大に活かしながら説得によって、組合員のすべてが闘いに参加することができる統一行動の指標を見づけ出すことによって闘いつづけて行くこととした。そして、われわれはメトロ交通や日産化学の長期の闘い、日教組や全逓の執ように闘かわれた、またつづけられている権利闘争の経験に学ぶことが決定的に重要であると結論したのである。この闘いの路線は六百円カンパの継続と向う一カ月間徹底的な大衆討議によって、来るべき臨時大会で統一ストライキ態勢を確立することにある。

三井三池の闘い

一、あっ旋案を拒否した場合、三池に対して強行就労を含む大弾圧がくることは予想される。この場合、強行就労に対してはピケによって阻止するという方針をとるが、闘いの中では力関係からして支えられないと判断しなければならないことが出てくることもあり得る。従ってこの時にはピケを解くこともあり得ることも考えておく必要がある。また、会社の不当なロツク・アウトに対して、労働権の主張を掲げて職場にはいる行動もあり得ることを併せて理解しておかなければならない。この際は当然のことながら出炭はあるけれども、われわれの闘う構えは「長期かつ柔軟な闘い」という方針によって進めるのであるから、闘いの柔軟性はしっかりと覚悟しておく必要がある。

とくにこのようになった場合、三池の組合員の基本的な理解が事前に必要であるし、他支部もこのことによって機械的に判断するのではなく、闘いの発展過程の中で柔軟性の保持についての理解も必要である。

二、三池の現地指導についてはすでに態勢はできているが、現地の正確な情勢把握による闘争指導のため、十四社と炭労による闘争指導委員会を大会終了後ただちに設置する。

十四社の委員はそれぞれの社の最高幹部が当る

三、三池の仲間たちは困難な情勢の中で闘っているが、今後の苦しい闘いも団結を強化して、例え炭労・総評のカンパがなくとも頑張るという態勢をつくることが重要である。

三鉱連五山の闘い

一、今までの企闘の欠陥によって内部態勢がきわめて弱体化していることを認めて、今次の闘いから当面除外する。

二、カンパについてもつぎの大会で決定するまでの間徴収しない

三、三井五山の実態は、炭労全体の責任なので炭労としてオルグを派遣し、大会決定の趣旨徹底をはかり、可能な限り早く態勢の整備を行う。

四、現在三鉱連が会社と交渉を行っている問題のうち、三池の指名解雇を除いて三鉱連が妥結することを認める。

三井を除く全支部の闘い

一、三鉱連は小委員会の討議過程において本方針の態度を保留した。しかし、小委員会の大多数は三鉱連の態度保留が単独調印に発展した場合を想定した中においてもなおかつ藤林斡旋案を拒否し三池をつつんで闘うことを確認した

二、全支部はカンパを継続して闘う態勢を確立するとともに、斡旋案の内容の大衆討議と、三池現地の正しい実体報告を行い徹底をはかる。

三、いろいろの形をとって現われてきている各山の合理化にたいして、闘えなかったことが今次三池闘争を孤立化させている大きな原因の一つであることも理解し、合理化に対決する基本的な姿勢を確立する。

四、あらゆる努力を行うという前提に立って炭鉱合理化や、三池弾圧の現地報告をかねた街頭カンパ、署名運動、リボン闘争などの地域のカンパニア運動を起す。

五、各支部の特殊性の中で労働者の自発性と創意性を尊重し、あらゆることを行う。この中では機関が行う六百円カンパのほかに、心のカンパ運動を起すための職場居住の独自組織の育成なども考慮して行く。

六、各支部の最低の統一行動をやることから、全体闘争を組織して行く。この内容は抗議集会、職場大会、一斉休憩などの低い次元から、しだいに高めて行くことにする。この具体的な内容は指令として出されるが、その支部の特殊性によって指令以外に組みあげることは差支えないし、むしろ各支部が指令以外にこれらの行動を組織して行くことが望ましい。

前各項の闘いを推進して運動の量的な拡大と、質的な深さを獲得して行くために努力しながら「長期かつ柔軟」な中でも、より強力な統一行動を発展させることの討議と、組織内部の点検と併せて、具体的戦術決定の方針を論議するため五月中旬臨時大会を招集する。